

千葉市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第22号

千葉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県営住宅条例施行規則（昭和37年千葉県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1

借上げによるその他住宅

名称	位置
削除	

第17号様式中

「この通知書を受取った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対し意見を述べることができる。」を

「この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対し意見を述べることができる。」に

改める。

第36号様式中「同条第31条第1項」を「同条例第31条第1項」に、

「この通知書を受取った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対し意見を述べることができる。」を

「この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対し意見を述べることができる。」に

改める。

第37号様式を次のように改める。

第 3 7 号様式

第 号
年 月 日

様

千葉市長



高額所得者認定通知書

千葉市営住宅条例第15条第3項の規定により次のとおり収入の額を認定しました。その結果、同条例第31条第2項の規定により高額所得者として認定しましたので通知します。

同条例第34条第1項及び第2項の規定により、市長は、高額所得者に対し、期限を定めて市営住宅の明渡しを請求することができることとなります。

認定した収入の額			円 (A-B-C) ÷ 12月				
前年度に認定した収入の額			円				
所	所得者氏名	所得金額	控	控除の種類	人数	控除金額	
	得			円	除		人
		円		人		円	
		円		人		円	
		円		人		円	
		円		人		円	
		円		人		円	
		円		人		円	
		円		人		円	
		円		人		円	
額	所得額合計A	円		控除額合計B		円	
控除	公営住宅法施行令第9条第2項の規定により同居者の所得金額を算定する場合の控除額C					人	円
家賃	年度の家賃					月額金	円
家賃の算出方法							

(注意) この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対し意見を述べることができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。